

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	岩倉市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 独自利用事務の対象者	母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年7月2日
8. 保護評価の実施の有無	
9. 評価書番号	18
10. 保護評価書の名称	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&kk_name=%E5%B2%A9%E5%80%89%E5%B8%82&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=8&opn_date_from_day=28&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=28&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	

執行機関名 岩倉市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年岩倉市条例第23号)による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び⑧①		岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項

この事業の目的の達成に資するものとしての の該当部分		岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年岩倉市条例第23号)による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって(児童の福祉の増進を図ること)を目的とする。	第1条 この条例は、(母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童)の(健康の保持増進を図り、福祉の向上に寄与する)ため、医療費の一部を支給することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 (昭和53年7月25日条例第23号) 岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則 (昭和53年8月1日規則第10号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則 第4条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第4条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第6条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第6条に規定する受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 へ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第7条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第7条に規定する受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 へ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第7条

②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第7条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第13条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第13条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第4条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ロ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第4号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第3,4,5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第6条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第6条に規定する受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ロ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第4号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第3.4.5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第7条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第7条に規定する受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第3.4.5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務9	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条に規定する支給の範囲に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 1	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 2	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 3	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第5号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 4	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第3号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 5	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 6	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第4号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
事務10	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第7条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第7条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ1	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第1号及び第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ2	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2号及び第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ3	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ5	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第3,4 ,5号及び第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務11	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第13条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第13条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ロ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第4号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項及び岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第3,4,5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務12	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第5条に規定する支給の範囲に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例 第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考	
----	--